

原乳

令和6年3月28日現在

出荷制限区域

- ・南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)
- ・富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)
- ・大熊町
- ・双葉町
- ・浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)
- ・葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)
- ・飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)



牛

令和6年3月28日現在

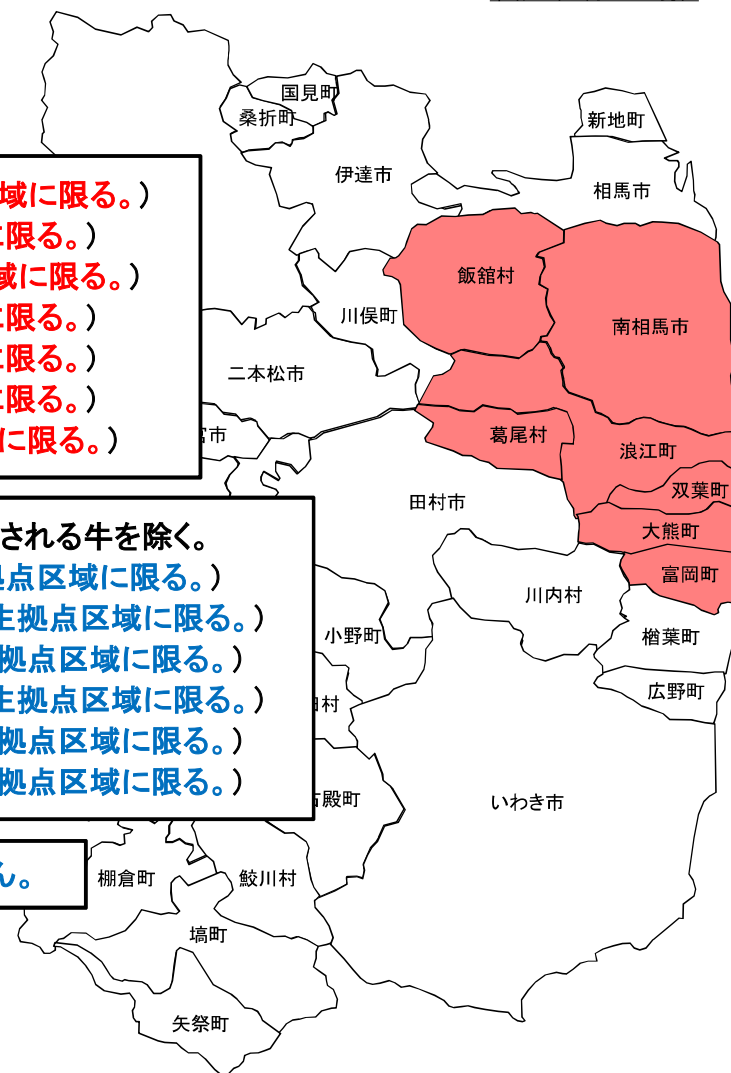
県外への移動の制限区域及び と畜場への出荷制限区域

- ・南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)
- ・富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)
- ・大熊町(平成24年11月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)
- ・双葉町(平成25年5月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)
- ・浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)
- ・葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)
- ・飯館村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)

ただし、以下の区域において、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。

- ・富岡町(平成30年3月9日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)
- ・大熊町(平成29年11月10日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)
- ・双葉町(平成29年9月15日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)
- ・浪江町(平成29年12月22日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)
- ・葛尾村(平成30年5月11日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)
- ・飯館村(平成30年4月20日付け認定により設定された特定復興再生拠点区域に限る。)

※12月齢未満の牛については、県外への移動の制限はされていません。



はちみつ(百花蜜に限る。)

令和6年3月28日現在

県からの出荷自粛要請

浪江町内の植物を蜜源として生産された**百花蜜**に限る。

